第2回生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討WG

平成23年5月18日

資料6

生活衛生融資制度の問題点と改善方策案

平成 23 年 5 月 18 日 財団法人京都府生活衛生営業指導センター 山岡真弓

1 · 日本政策金融公庫の融資制度における特利 C について

生活衛生融資の振興融資については特利 C が適用され、組合員に対するメリットとして活用されている。生活衛生融資の中で見れば優遇されているのだが、日本政策金融公庫の融資制度全般でみると、生活衛生業者でも特利 C が使える制度ができている。従前は生活衛生融資とそれ以外はすみ分けられていたが、近年は少しずつ取り払われているようであり、その他融資の情報は生衛関係に入ってこないため、知らぬ間に変更になっていることが多い。

『企業活力強化貸付』の「企業活力強化資金」「IT 資金」については、生活衛生業者であっても、生衛融資を使うことなく、特利 C が利用できることとなっている。(他にも女性・若者・シニア創業者の特利 A 利用可能の制度もある) そのため、生衛業者の借入=生衛融資の実績ではないのが現状であり、生衛融資の利用が減少しているのは、こういった制度上の問題といえるのではないか。相談にのっていても、最終的に窓口で資金が変わっている可能性も大いにある。

- ○生衛業者の借入については、生衛融資カウントとなるようにできないか。
- ○生活衛生融資の有利性を今後も高めていただきたい。

2・一般貸付の推薦書交付の要件について

推薦書発行の審査基準の中に、「申込者が生活衛生関係営業に関して、過去3年間に法令に違反し、又は行政処分を受けたことが無いか」という項目があり、有の場合は推薦書発行が出来ない=申込み不可能、となっているが、行政処分には事業者の責任だけとはいいきれない食中毒による営業停止も含まれる。しかし、こういった事業所に関しては、むしろ設備改善をしたほうが良いと考えられるので、見直していただきたい。

○事業者の故意や重大な過失によるものに限定するなどの措置をお願いしたい。

3・その他

- ○衛生環境激変対策特別貸付もう少し早く発動できないか。
- ○少額の資金に関して、もう少し簡便に借りられる方法を検討していただけないか。